

福井県報

号外第62号
令和5年
5月2日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

人事委員会規則

※福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規

則(二九)……………二

人事委員会規則

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和五年五月二日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和三十一年福井県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>10 附則 11 条例附則第十九項に規定する人事委員会が定める期間は、令和二年十二月十八日から令和五年五月七日までとする。</p> <p>12 (略)</p> <p>13 条例附則第二十二項に規定する人事委員会が定める期間は、令和二年十二月十八日から当分の間とする。</p> <p>14 (略)</p>	<p>10 附則 11 条例附則第十九項および第二十二項に規定する人事委員会が定める期間は、令和二年十二月十八日から令和五年五月七日までとする。</p> <p>12 (略)</p> <p>13 (略)</p>

この規則は、公布の日から施行する。